

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和3年6月25日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓	欠席	10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局 長	武内 雅洋	次 長	石黒 貴之
統括主 査	宮田 隆志	書 記	杉渕 詩織
書 記	渋田 訓史		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、9名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

1番	今井 高信	2番	高木 正己
----	-------	----	-------

議長 それでは議案一覧表に基づき、第25号議案から第28号議案を上程します。

 それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第25号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。こちらにつきまして、1点訂正がございます。議案書2ページをご覧ください。事前に配布しました議案書は譲渡人が■■■■■■■■■■となっておりますが、■■■■■■■■■■が正しい譲渡人であったことが本日発覚いたしました。大変申し訳ありませんが、議案書の訂正をお願いします。また、■■■■■■■■■■の漢字はシンニョウの■■■■■■■■■■となっております。お詫びして訂正いたします。それでは議案についての説明を続けます。

【議案説明】

譲り受け人は■■■■■■■■■■に居住し、水稻と畑を耕作しています。譲渡人は高齢につき営農規模の縮小を考えていたところ営農規模を拡大する意向がある申請者と譲渡の話がまとまったため本申請となりました。自作地は適正に管理されております。耕作について意欲的なため許可相当であると見込まれます。

続いて議案書3ページをご覧ください。第26号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

【議案説明】

農振除外の案件です。申請者は平成8年より鋼材の加工、販売等を主たる業務として営む法人です。近年は、顧客からの注文増加に伴い資材の取扱量が増えたことで、運搬車両の置場に苦慮しており、止む無く、資材の運搬は、他社へ発注する状況となっております。しかし、経費の面や時間のロスを解消するため自社にて運搬を可能とすることが課題となり、10トントラック3台と新規の鋼材を確保する運びとなりました。

本申請地は、県道にも近接しており面積、立地ともに申し分な

く事業拡大に必要な場所として選定し、本申請となりました。

汚水の排水はありません。雨水は敷地内で処理します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑩番、駅、インターチェンジ、県庁、市区町村役場及びこれらの類似施設の概ね300m以内の区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は裏面右側⑳番、許可をすることができるに該当します。

2月の農業委員会、農振協議会を経て、市の指導により、通学時間を避けてトラックの入退場を行うなどの安全対策を行い、また、周辺農業に影響がないよう、南側の水田の排水は暗渠とし、管理用の集水柵は適切な数を配置し、北側の水路へ排水する計画へ変更となりました。計画地周辺の雑草対策としては、土木管理課と協議したうえで、舗装及び碎石敷きの計画となっております。

【議案説明】

農振除外の案件です。申請者は平成12年より古民家を利用し介護保険事業の地域密着型の施設運営を行ってきました。施設は築60年が経過し老朽化も著しく現在の耐震基準を満たすことは難しくなり、また土砂災害警戒区域内に指定されていることもあり移転を余儀なくされました。犬山市には現在、地域密着型の施設サービスを提供する事業所が羽黒楽田地区に1か所、犬山地区に1か所あるため、本申請者が現在施設運営を営む城東地区での施設移転が適切であると考えます。

汚水・雑排水は合併浄化槽で処理したのち、西側道路側溝へ放流。雨水は西側道路側溝、南側排水路へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面⑩番、駅、インターチェンジ、県庁、市区町村役場及びこれらの類似施設の概ね300m以内の区域にある農地で第3種農地に該当します。許可基準は裏面右側⑳番、許可をすることができるに該当します。

なお、XXXXXXXXXXについては、隣地承諾が取れず、30センチよう壁をずらして施工する計画となっております。

【議案説明】

農振除外の案件です。申請者は[]に家族4名親元で生活しており、入籍を機に、今後暮らす新居の建築を検討していたところ、母より所有地への住宅建築の承諾をもらい、生活環境も良好であることから本申請となりました。

汚水・雑排水は合併浄化槽で処理したのち、雨水とともに西側道路側溝へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面②番、概ね10ヘクタール以上の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。許可基準は表面右側⑩番、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて議案書の6ページをご覧ください。27号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。今月の案件は、8件です。1番から5番が農地中間管理機構への利用権設定、6番から8番が相対での利用権設定です。1番と2番が羽黒地区、3番から5番及び8番が楽田地区、6番と7番が城東地区の案件となります。

続いて議案書の10ページをご覧ください。第28号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出についてです。

こちらは先ほどの第27号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように担い手に配分するかを示した計画です。

11ページが[]、

12ページが[]、

13ページが[]の配分計画案です。

議長

ただいま事務局から、第25号議案から第28号議案までの説明がありました。これについて、質問、意見はありませんか。

質問、意見はないようですので、ここで地区審議をお願いします。なお、楽田地区の伊藤議委員が本日欠席の為、わたしが楽田地区の委員として地区の意見を発表させていただきますので、今後の議事につきましては、副会長の吉原委員にお願いしたいと思います。

午後2時25分 地区審議

午後2時40分 開議

副議長

ただいまから総会を再開させていただきたいと思います。

第25号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について許可の決定を求めます。

1番について、城東地区をお願いします。

小澤委員

3番小澤です。地区審議の結果、許可相当とします。

副議長

ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第25号議案、別紙申請事項について許可の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

副議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして第26号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について意見の決定を求めます。

1番、2番について城東地区をお願いします。

小澤委員

3番小澤です。1番につきましては、通学路ということで十分

に協議されているようですので許可相当とします。2番についても許可相当と決定しました。

副議長 3番について羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。3番については、地区審議の結果、可といたします。

副議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第26号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

副議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続きまして、第27号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について意見の決定を求めます。

1番と2番につきまして羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。1番と2番について地区審議の結果可といたします。

副議長 3番から5番及び8番につきまして楽田地区お願いします。

松山委員 10番松山です。3番から5番及び8番につきまして地区審議の結果、可といたします。

副議長 6番と7番につきまして城東地区お願いします。

小澤委員 3番小澤です。6番と7番について地区審議の結果可といたします。

副議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第27号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

副議長 それでは、本議案について可と決定しました。

続いて第28号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について意見の決定を求めます。

1番と2番について、羽黒地区お願いします。

吉野委員 8番吉野です。1番と2番について地区審議の結果可とします。

議長 3番から5番について楽田地区お願いします。

松山委員 10番松山です。3番から5番について地区審議の結果可といたします。

副議長 ただいまお聞きのとおり、地区審議の結果発表がありましたので、全委員さんにお諮りします。

第28号議案、別紙申請事項について意見の決定を可と決定してよいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

副議長

それでは、本議案について可と決定しました。

続いて報告事項について事務局より報告してください。

事務局

報告事項についてご説明します。

議案書の14ページをご覧ください。報告第10号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は1件です。

議案書の16ページをご覧ください。報告第11号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は3件です。

報告事項については以上です。

副議長

報告について、ご質問などありましたらお話しください。

何もないようですので、報告は終了しました。

これで本日予定しました議案は全て終了しました。

これをもって本日の会議は終わらせていただきます。長時間ありがとうございました。